

別表第1（第4条関係）地域環境形成のための基準

趣旨	内容
開発事業における地域環境形成のための配慮	開発事業が周辺の土地の区域における良好な環境の整備、保全及び活用並びに景観の保全及び形成に配慮したものであること。
設置する建築物の配慮	開発事業が建築物（工作物を含む）の設置を伴うものである場合には、当該建築物の位置、規模及び形態が周辺の土地の区域における良好な景観の保全及び形成に配慮したものであること。
景観への配慮	景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17条）及び屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）の規定を遵守すること。
宅地造成の規制	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年11月7日法律第191号）の規定を遵守すること。
福祉のまちづくり	福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37号）の規定の遵守すること。
文化財の保護	(1) 埋蔵文化財包蔵地及びその周辺において開発事業を行う場合は、事前に町教育委員会の指示に従い、文化財の有無の調査及びこれを保護するための必要な措置を講じなければならない。
	(2) 開発事業に伴い埋蔵文化財を発見した時には、直ちに工事を中止し、現状を変更することなく速やかに町教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。
	(3) 重要文化財並びに指定文化財付近における開発事業については、開発事業者は環境保全及び周辺の景観を損なわないように配慮しなければならない。
	(4) 文化財を保護するために必要な費用は、開発事

	業者が負担するものとする。
太陽光発電施設の設置	太陽光発電施設を設置する開発事業者は、太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成 29 年兵庫県条例第 14 号）並びに多可町太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成 29 年多可町条例第 26 号）の規定を遵守すること。
工場の設置	一定規模以上の工場を設置する事業者は、工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）並びに多可町工場立地法準則条例（令和 2 年多可町条例第 39 号）の規定を遵守すること。

別表第 2（第 5 条関係）公共公益施設の整備基準

趣旨	内容
公共施設の設置	開発事業に伴い新たに設置を要する公共施設又は改良を要する既存の公共施設については、開発事業者の負担により整備しなければならない。
道路の整備	(1) 事業区域内の道路、事業区域に接する道路、事業区域へ進入する道路及び隣接地へ連絡する道路について、事業者は適切に整備しなければならない。また、それらを新設又は改良する必要がある場合は、町長と協議のうえ適切に整備しなければならない。
	(2) 開発区域内に都市計画道路の新設計画又は改良計画が決定されている場合は、当該道路用地を確保しなければならない。
	(3) 開発事業に係る車両等の通行に伴い、道路保全に必要な措置を講じるものとする。また、道路の管理についてはあらかじめ道路管理者と協議しなければならない。

緑地の整備	緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号）の規定を遵守すること。
排水設備の整備	(1) 雨水及び汚水の排水処理について、適切に整備しなければならない。
	(2) 事業区域内の排水施設は、事業区域の規模、地形、降雨量、予定建築物の用途、計画人口等から想定される量の雨水及び汚水を支障なく排除できるよう整備しなければならない。
	(3) 河川又は水路に排水する場合は、当該河川管理者又は水路の水利権者と協議しなければならない。
	(4) 雨水流出量を抑制するため、雨水調整、貯留又は浸透施設の整備に努めなければならない。
河川及び調整池の整備	(1) 開発行為に伴い河川を改修する必要がある場合は、自己の負担により河川を改修しなければならない。
	(2) 開発行為に伴い下流に被害が予想されるときは、河川全延長の改修が完了するまでの間、事業区域内における流出量の調整を図り、下流の被害を防止しなければならない。
	(3) 1ha以上の規模の開発事業等を行おうとする場合は、総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）に基づき、洪水調整池の設置について協議しなければならない。
防災施設の整備	工事施行中に土砂の流出等による災害を防止するため、気象、土質、周辺環境を考慮して、必要な防災措置を講じなければならない。
上水道施設の整備	(1) 事業区域内の給水施設について、事業者は担当課と十分に協議のうえ整備しなければならない。
	(2) 事業区域内へ給水するための水道施設を新設又

	<p>は改良する必要があるときは、開発事業者において当該水道施設を整備しなければならない。</p> <p>(3) 事業区域内での給水装置の構造及び材質は、水道事業管理者が定めた基準に適合しなければならない。</p> <p>(4) 事業区域内の上水道施設及びその用地は、内容を管理者に確認し、町に無償譲渡するものとする。</p>
<p>消防施設の整備</p>	<p>北はりま消防組合の定める基準に基づき、事業区域内における消防施設を整備しなければならない。</p>
<p>法定外公共物の占有</p>	<p>法定外公共物（里道・水路等）を占有する場合は、町長に対して占有許可を得なければならない。</p>
<p>交通安全施設の整備</p>	<p>開発事業により設置される道路の形状及び周囲の状況から町長が必要であると認める場合は、当該道路に交通安全施設を整備しなければならない。</p>

年 月 日

多可町長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

開発事前協議（変更）申請書

多可町開発指導要綱第 6 条第 2 項及び第 3 項の規定により、次のとおり開発計画の事前協議（変更）を申請します。

開発事業の概要	開発事業の場所	多可町
	事業区域の面積	m ²
	土地利用の内容又は 予定建築物の用途	
	施工業者	
	工事着手予定年月日	年 月 日
	工事完了予定年月日	年 月 日
摘要		

(2/2)

開発計画説明書

宅地造成工事区域			内 ・ 外			
排水	汚水処理	(単独処理槽・合併処理槽・くみ取り) 人槽				
	放流先	公共河川 ・ 公共下水道 ・ (農)用水路 ・ 道路側溝 ・ 池 その他 () 放流同意 (有・無)				
土地利用計画	区分	宅地	農地	山林	その他	計
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
	比率	%	%	%	%	%
建築物	建築面積	m ²		建ぺい率	%	
	延べ床面積	m ²		容積率	%	
	住宅開発	区画数 (区画)		駐車場数 (台分)		
	共同住宅	戸数 (戸)		駐車場数 (台分)		
	建築敷地面積	m ²	階建て	建築物の高さ m		
公共施設等	道路面積	m ²		消火栓	m m	基
	公園面積	m ²		防火水槽	m ³	基
	緑地面積	m ² (%)		集会所	敷地面積 m ³	
	ごみ集積	m ²			延べ床面積 m ³	
	使用水量	m ³ /日		その他		
備考						
	開発許可物件			該当する ・ 該当しない		

様式第 1 号の 2 (第 6 条関係)

第 号
年 月 日

様

多可町長

事前協議完了通知書

多可町開発指導要綱第 6 条第 4 項の規定により、公共施設の管理者として協議・同意したため、次のとおり通知します。

<input type="checkbox"/> 新規 (年度 第 号)		<input type="checkbox"/> 変更 第 回 (年度 第 号)	
開発区域に含まれる地域の名称	多可町		
開発区域の面積	m ²	予定建築物等の用途	
完了検査	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要		
付した条件			

年 月 日

多可町長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

都市計画法第32条による協議申請書

都市計画法第32条第1項及び第2項の規定により、公共施設管理者との協議が必要であるため、次のとおり申請します。

事業の名称				
開発区域の 地名地番		多可町		
開発区域の 面積		m ²	建築物 の用途	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築
建築面積		m ²		
設 計 者	住所			
	氏名			
	電話番号			
代 理 者	住所			
	氏名			
	電話番号			

(2/2)

1 従前の公共施設に代えて新たに設置される公共施設（法第40条第1項）

種別	番号	概要	管理者	用地の 帰属先	備考

2 新たに設置される公共施設（法第40条第2項）

種別	番号	概要	管理者	用地の 所有者	用地の 帰属先	備考

(記入上の注意)

- 1 一つの公共施設が二つ以上の者に帰属する場合は、帰属の状態を図面に明示すること。
- 2 「概要」欄には、広場、公園、緑地及び防火水槽については、面積のみを記載すること。また、上・下水道管等については、寸法及び延長のみを記載すること。

様式第2号の2（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

多可町長

都市計画法32条協議完了通知書

都市計画法第32条第1項及び第2項の規定により、公共施設の管理者として協議が完了したため、次のとおり通知します。

<input type="checkbox"/> 新規 (年度 第 号)		<input type="checkbox"/> 変更 第 回 (年度 第 号)	
開発区域に含まれる地域の名称	多可町		
開発区域の面積	m ²	予定建築物等の用途	
完了検査	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要		
付した条件			

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

多可町長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

工事着手届出書

多可町開発指導要綱第10条第2項の規定により、開発事業に関する工事を下記のとおり着手することを届け出ます。

開発事業の場所	多可町		
事業区域の面積	m ²	土地利用の内容／ 予定建築物の用途	
工事 施 工 者	住所		
	氏名		
	現場代理人		
	主任技術者		
設計	住所		
	氏名		
工事着 手 年月日	年 月 日	工事完了 予定年月日	年 月 日
摘要			

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

多可町長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

開発事業休廃止届

多可町開発指導要綱第11条第2項の規定により、開発事業に関する工事を下記のとおり休廃止することを届け出ます。

開発事業の場所	多可町		
土地利用の内容 又は 予定建築物の用途		事業区域 の面積	m ²
廃止の理由			
協議成立年月日	年 月 日		
摘要			

様式第 5 号（第13条関係）

年 月 日

多可町長 様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

公共公益施設完了検査申請書

次のとおり公共公益施設に関する工事が完了したので、多可町開発指導要綱第13条第1項の規定により申請します。

開発事業の場所	多可町		
工事完了年月日	年	月	日
事前協議年月日	年	月	日
工事 施 工 者	住所		
	氏名		
備考			

開発協定書

多可町長（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）
は多可町開発指導要綱（以下「要綱」という。）に基づいて、健全なる開発を行うことについて、次の条項によって協定し信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

（事業）

第1条 乙の実施する事業は、次のとおりとする。

- （1） 事業区域 多可町
- （2） 事業面積 m^2
- （3） 事業目的

（要綱の遵守）

第2条 乙は開発行為の施行に関して、要綱を遵守するものとする。ただし、要綱第6条の規定による事前協議において、要綱で定めている事項を満たさないことで協議が終了した条項についてはこの限りでない。

（疑義の決定）

第3条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、決定するものとする。この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

（信義）

第4条 甲及び乙は、相互に信義を重んじ、誠実に本協定に規定する事項を遵守するものとする。

（その他）

第5条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に定める事項に関し、疑義を生じた場合は、その都度甲、乙協議の上、円満に解決するものとする。

年 月 日

甲 多可郡多可町中区中村町 123 番地

多可町長

乙